「令和６年度　ライトライン等に係る市民理解促進支援業務」委託仕様書

第１章　総則

１　業務の名称

　　　令和６年度　ライトライン等に係る市民理解促進支援業務

２　業務の目的

　　　ライトラインに係る市民理解の促進を図るため，宇都宮市（以下，「本市」という。）が様々な媒体・手法を活用し，ライトライン等に係る情報を分かりやすく正確に発信する取組を進めていくうえで，当業務委託によりデザイン制作やＰＲ企画立案の支援を受けることを目的とする。

３　業務の背景及び趣旨

・　本市では，人口減少や少子・超高齢化の進行など，社会環境が大きく変化する中で，子どもから高齢者まで，誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ，夢や希望がかなう「スーパースマートシティ」の実現に取り組むとともに，その実現に向け，まちの「土台」となるコンパクトなまちが公共交通でつながった「ネットワーク型コンパクトシティ（以下，「ＮＣＣ」という。）」のまちづくりを進めている。

・　ライトラインについては，ＮＣＣの形成を支える総合的な公共交通ネットワークの要であり，令和５年度には，ＪＲ宇都宮駅東側が開業となり，ライトラインを含めた公共交通ネットワークが充実し，それらの公共交通への利用転換・利用促進を見据え，乗り方教室などの参加・体験する機会を継続的に設けるとともに，利用方法や交通ルールなどの情報，利用シーンの提案等について広く市民に発信を行ってきたところであり，今後とも，利用促進や交通ルールの周知に取り組んでいく必要があると認識している。

　　また，ＪＲ宇都宮駅西側延伸の２０３０年代前半の開業に向けた検討に取り組んでいるところであり，市民理解の促進に取り組んでいく必要があると認識している。

・　こうしたことから，あらゆる機会を捉えて様々な媒体・手法を用いたライトライン等に係る市民理解促進の取組に対する支援業務について広く企画提案を受けるものである。

４　業務の期間

　　　本業務の期間は，契約締結の日から令和７年３月３１日（月）までとする。

５　予算上限額

　　　１６，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

　　　※　この金額は予定価格を示すものではなく提案内容の規模を示すため，参考として業務履行に要する経費として示すものである。

　　　※　消費税は１０％で算出すること

　　　※　この金額を超えて提案書が提出された場合は『失格』とし，提案内容に対して評価は行わない。

第２章　共通仕様

１　適用の範囲

　　　本業務の遂行にあたり，受託者は本仕様書に定める事項を遵守するものとする。

　　　なお，本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合，または本仕様書に明記なき事項であっても本業務遂行上，必要と思われる事項については，本市と受託者の協議により決定するものとする。

２　企画提案業務

　　　企画提案の内容は，第３章　特記仕様によるものとする。

３　機密の保持

　⑴　受託者は，本業務の遂行上，知り得た事項について，第三者にもらしてはならない。

また，業務完了後においても同様とする。

　⑵　受託者は，個人情報の漏えい，滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理または情報資産の保護のために必要な措置を講じなければならない。

　⑶　受託者は，本市の承諾なく，成果品（未完成の成果品を含む。）を他人に閲覧，複写又は譲渡してはならない。

４　権利の帰属

　　　本業務に基づく成果品に係る著作権等の権利は，全て本市に帰属するものとする。

５　業務体制

　⑴　受託者は，本業務が本市の将来にわたる発展につながる重要な事業を支えるものであることを十分に理解し，適切かつ確実な業務遂行と質の高い成果品の納入が担保される体制を整えるものとする。

　⑵　受託者は，常に本市と連絡を密にするとともに，十分な協議のもと，業務の円滑な遂行を図るものとする。

　⑶　受託者は，業務監督者及び業務担当者を配置し，秩序正しい業務を行わせるものとする。

　　　このうち業務監督者は，業務全般を統括・管理するものする。また，高度な技術を要する部門については，相当の経験を有する業務担当者を配置するものとする。

　⑷　受託者は上記の業務体制について役職，担当業務，担当者名などを明確にしたうえで，本市に報告するものとする。

６　関係機関等との協議

　　　本業務の遂行上，必要な関係機関等との協議については，受託者の責任において適正に処理するとともに，その内容を遅滞なく本市に報告するものとする。

７　一括再委託の禁止

　⑴　受託者は，業務の全部を一括して，又は本市が仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し，又は請け負わせてはならない。

　⑵　受託者は，業務の一部を第三者に委任し，又は請け負わせようとするときは，あらかじめ，本市の承諾を得なければならない。ただし，本市が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し，又は請け負わせようとするときは，この限りでない。

　⑶　本市は，受託者に対して，業務の一部を委任し，又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

８　資料の貸与

　　　本業務の遂行上，必要な資料の収集，調査等は原則として受託者が行うものとする。

　　　また，本市から貸与を受ける資料については，そのリストを提出し，業務完了とともに返却することとする。

　　　なお，業務完了前においても本市から返却の要求があった場合は，速やかに返却するものとする。

９　提出書類

　　　受託者は，業務の着手及び完了にあたり，契約書に定めるもののほか，下記の書類を提出し，本市の承認を受けるものとする。

　　　なお，承認された事項を変更しようとするときは，その都度，本市の承認を受けるものとする。

　⑴　業務着手時

　　　　業務着手届，業務工程表，業務主任担当者届及び履歴書，業務実施計画書，

　　　　課税事業者届出書

　⑵　業務完了時

　　　　業務完了届，成果品納品書

　⑶　その他業務遂行上必要とされる書類

１０　打合せ

　　　打合せは，業務着手前，中間，業務完了時，及び随時，必要に応じて行うものとする。

１１　成果品

　　　本業務の成果品は次のとおりとする。

　⑴　報告書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２部

　⑵　その他，関係資料　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　一式

　⑶　本業務にて作成した成果品に係る電子データ等の媒体（ＣＤ－ＲＯＭ等）　一式

１２　検査及び業務の完了

　⑴　受託者は，業務完了後，速やかに業務完了届を提出し，本市の審査を受けるものとする。

　⑵　受託者は，審査合格後，本仕様書に指定された成果品及び成果品納品書を提出し，本市の検査を受けるものとする。

　⑶　受託者は，検査の承認を持って業務の完了とする。なお，成果品に不備または不合格な点が発見された場合は，受託者は速やかにこれを訂正しなければならない。

１３　その他

　⑴　業務の遂行にあたり使用する関係資料及びデータ等については，可能な限り最新のものを使用するとともに，出典・年月等を明記するものとする。

　⑵　各種資料や成果品の作成にあたっては，Microsoft Office 2016あるいはこれと互換性のあるものを使用すること

第３章　特記仕様

　　　委託業務の実施内容は以下のとおりとする。なお，委託業務の実施時期については本市の指示に基づくものとする。

１　企画提案を求めるもの

　⑴　利用促進や駅西側延伸に向けた現状分析など

現在の社会情勢や市民感覚等の分析を含め，ライトラインに係るこれまでの取組の検証を行った上で，令和６年度において，開業後ライトラインの普及・利用促進を図るため，また駅西側ライトライン延伸の機運醸成につなげるため，本市が特に注力すべき点について情報発信の内容，対象（ターゲット）や伝え方（切り口）などの視点を含めた事業者としての考え方を提案する。

　　　また，これ以降の企画提案及び仕様書に基づき実施するものについては，上記の考え方を十分に踏まえる。

　⑵　ライトラインの利用促進・駅西側延伸に係る企画提案

　　ア）与条件

　　　・　ライトラインの利用促進・２０３０年代前半の駅西側延伸に係る効果的かつ段階的なＰＲの手法を提案する。なお，事業の検討途上にある内容については，仮定の表記で示すものとする。

　　　・　提案にあたっては，その手法を取るに至った意図や現状分析，内容，見込まれる効果等を具体的に示した企画書を作成し，これに基づき説明を行う。

　　イ）その他

・　提案する手法が紙媒体等の場合，印刷に係る費用は，当委託業務の費用には含まない。

　⑶　ライトラインの利用促進・駅西側延伸の機運醸成に係るパンフレット

　　ア）与条件

　　　・　ライトラインの利用促進を主目的とし，副次的に駅西側延伸へ向けた機運醸成を図るため，「ライトライン利用者の声」を取り入れたパンフレットを作成する。

　　　・　ライトラインを市民の足として定着させるため，また，駅西側延伸の際の利用等のイメージを想起させるため，通勤・通学・日常の買い物など，生活交通としてのライトライン利用者の意見を掲載する体裁とする。なお，本提案段階では実際の利用者からの取材・インタビューは必須としない。

　　　・　提案にあたっては，利用者の年代や属性・職業・目的等について十分に考慮し，具体的な内容となるよう努めるものとする。なお，事業の検討途上にある内容については，仮定の表記で示すものとする。

　　イ）規格について

　１６ページ程度を想定。

２　仕様書に基づき実施するもの

　⑴　双方向の取組

　　ア）ライトライン説明等のためのイベント等へのブース出展支援

・　ライトライン等を説明するため，委託期間中に開催されるイベント等にブース（駅西側沿線等で開催予定のオープンハウスを含む）を出展することから，これに必要な支援を行うものとする。

・　イベント等については原則，本市域内の会場で開催されるものを対象に５回を予定する。

・　当業務にあたっては，ブース来場者の理解が深まる展示方法について助言を行うとともに，出展料及び展示に必要な備品・機材の調達，展示用パネルの作成に係る一切の費用を見込むものとする。

・　展示用パネルについては，事業の進捗に応じて検討状況等を分かりやすく発信するためのデザインを２種類程度作成する。規格はＡ１サイズ・片面・フルカラーとする。

・　ブースでの説明については，本市職員が従事するものとし，説明者に係る費用は別途，本市において対応する。

・　出展費用については，１回の出展あたり，約１００，０００円（レンタル物品込み）を見込むものとする。

　⑵　幅広い情報発信

　　ア）広報うつのみやの原稿作成

　　　・　毎月発行される「広報うつのみや」に掲載するＬＲＴページの原稿作成を行う。

・　原稿作成は全１０回行うこととし，作成の時期については，本市より別途指示する。

・　校了した原稿については本市が別途，実施する「広報うつのみや」の制作・印刷等を受託する事業者に対し，適切な方法を用いて必要なデータを提供するものとし，本業務においては「広報うつのみや」本体の制作・印刷・発行等は見込まない。

　　　・　規格等については以下のとおりとする。

　　　　①　通常ページ１：Ａ４，色彩：フルカラー（４Ｃ），数量：１ページ／３回

　　　　②　通常ページ２：Ａ４，色彩：フルカラー（４Ｃ），数量：２ページ／６回

　　　　③　特集ページ　：Ａ４，色彩：フルカラー（４Ｃ），数量：８ページ／１回

イ）事業周知チラシの原稿作成

　　　・　事業の進捗に応じて発行する周知チラシの原稿を作成する。

　　　・　周知チラシの規格は原則，Ａ４サイズ・両面・フルカラーとし，大まかなレイアウトについては，既に発行されている既存のチラシとの連続性を十分に配慮するものとする。

　　　・　委託期間中，５回の原稿作成を予定する。

　　　・　周知チラシの印刷に係る費用は，当委託業務の費用には含まない。

　⑶　参加・体験の取組

　　ア）市民参加型の利用促進キャンペーンの実施

　　　・　ライトライン開業後の更なる機運醸成や利用促進に向け，ＳＮＳを活用し，ライトラインの利用につながる取組（利用を前提とするキャンペーン）を実施する。

　　　・　実施にあたっては，店舗や企業と連携するなど，多くの市民がライトラインに参加できるものとする。

　　　・　なお，実施に係る運営費用についても当委託業務に含める。

３　留意事項

　⑴　本業務の遂行にあたり，ネットワーク型コンパクトシティのまちづくりやスーパースマートシティなど，関連が深い施策・事業について留意するとともに，ライトライントータルデザイン業務，交通未来都市うつのみやオープンスクエア運営業務，ＭＯＶＥ　ＮＥＸＴホームページ運営業務など，ライトラインの推進に係る他の業務について理解し，関連する関係機関，団体，事業者等と緊密な連携・調整を図りながら取り組むものとする。

　　　（参考情報　ＬＲＴ事業専用ホームページ「ＭＯＶＥ　ＮＥＸＴ」）

　　　　　<https://u-movenext.net/>

　　　（参考情報　本市ホームページＵＲＬ）

　　　　・　東西基幹公共交通ＬＲＴ

　　　　　https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/kotsu/lrt/index.html

　　　　・　ネットワーク型コンパクトシティ

　　　　　https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/shisei/machi/1007653.html

・　スーパースマートシティhttps://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/\_res/projects/default\_project/\_page\_/001/028/107/04-11.pdf

・　交通未来都市うつのみや

　　　　　https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/shisei/machi/1012693.html

　　　　・　宇都宮都市交通戦略

　　　　　https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/kotsu/senryaku/index.html

　　　　・　バス・公共交通

　　　　　https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/kotsu/kokyo/index.html

　　　　・　地域内交通

　　　　　[https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/kotsu/chiikinai/index.html](http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/kotsu/chiikinai/index.html)

　　　　・　宇都宮駅東口地区のまちづくり

　https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/shisei/machizukuri/higashiguchi/index.html

　⑵　提案した事業が正式に決定された後，速やかに具体化できる提案とすること

　⑶　本業務に要する経費については仕様に定められているものを除き，作成に伴う費用，印刷に伴う費用，発信に伴う費用に加え，使用料や謝礼など，必要と思われる一切の費用を含めて見積もるものとする。

　⑷　企画提案に要する費用は，すべて提案者が負担するものとする。

　⑸　受託者は，本業務の一部を下請業者に発注しようとするときは，原則，市内業者から選定するよう努めるものとする。

　⑹　本仕様書に記載のない事項については，本市と受託者で協議のうえ決定するものとする。